

「障害児等療育支援事業」における『施設支援一般指導事業』について



学校が学校外の専門家等に相談する際に活用できる事業として、県では、特別支援学校による巡回相談の他に、「障害児等療育支援事業」における『施設支援一般指導事業』を実施しています。

『施設支援一般指導事業』においては、障害児等の通う保育所・幼稚園・学校や障害児通所支援事業所等の職員に対し、障害児等の療育に関する技術の指導を行います。（継続的に相談できるものではありません。）

各地域ごとに県が委託している障害児等療育支援事業所が行います。事業の詳細な内容や申込みについては、直接各事業所へお問い合わせください。

施設名称	所在地	電話番号 FAX番号	担当地域
やまびこ医療福祉センター	〒891-1206 鹿児島市皆与志町1779	099-238-2755 099-238-5134	鹿児島市,日置市,いちき串木野市,三島村,十島村
相談支援事業所 なんさつ	〒891-0704 南九州市穎娃町別府8644	0993-38-0454 0993-23-8066	指宿市,南九州市,南さつま市,枕崎市
生活支援センター さちかぜ	〒899-5241 始良市西宮島町5-1	0995-64-3611 0995-64-3633	始良市
地域活動支援センター集(つどい)	〒899-0204 出水市麓町30-68	0996-62-7399 0996-63-5911	出水市,長島町,阿久根市
生活支援センター ふれあい	〒895-2526 伊佐市大口宮人463-30	0995-23-0143 0995-29-5222	伊佐市,さつま町,湧水町
薩摩川内市子ども発達支援センター つくし園	〒895-0005 薩摩川内市永利町4107-16	0996-20-1288 0996-20-2215	薩摩川内市
相談支援事業所 たんぼぼ	〒899-4354 霧島市国分姫城3147-1	0995-73-5836 0995-73-4303	霧島市
そお地区障がい者等基幹相談支援センター	〒899-7402 志布志市有明町野井倉1756番地	099-401-0028 099-401-4600	曾於市
こども発達支援センター めぶき園	〒893-1204 肝属郡肝付町富山1682番地	0994-65-8888 0994-45-5666	鹿屋市,垂水市,志布志市,肝付町,大崎町,東串良町,錦江町,南大隅町
あかつき学園	〒891-360 熊毛郡中種子町野間6584-1	0997-27-0900 0997-24-2211	西之表市,中種子町,南種子町,屋久島町
チャレンジドサポート奄美	〒894-0006 奄美市名瀬小浜町24番8号	0997-69-4545 0997-69-4543	奄美市,龍郷町,瀬戸内町,大和村,宇検村,喜界町,天城町,伊仙町,徳之島町,和泊町,知名町,与論町



実態把握から具体的な指導内容の設定までのポイントは、以下のとおりです。

自立活動の指導が必要な子供の実態は多様です。だからこそ個々の子供に対して何をねらって指導するのかを明確にし、その子供にとって必要な指導内容を検討し、個別の指導計画を作成することが重要です。

<ポイント>

- ① **子供の全体像を捉えましょう。**
(つまずきや困難さ、興味・関心、長所や良さ、課題について情報収集しましょう。)
- ② **「中心的な課題」を導き出しましょう。**
(①で得られた情報を6区分27項目で整理しましょう。)
- ③ **長期目標と短期目標を考えましょう。**
(目標を立てる際は、本人の「こうなりたい。」という思いを大切にしましょう。)
- ④ **具体的な指導内容を考えましょう。**
(本人が「できた！」という達成感を実感できるような指導内容を設定しましょう。)
- ⑤ **設定した指導内容が、自立活動の6区分のいずれにあてはまるか確認しましょう。**

【参考/独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (特別支援学級での自閉症のある子どもの自立活動の指導)】

子供が、自分に合った課題をやり遂げることは、自己肯定感を高め、学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲につながります。指導場面や指導者を明確にし、計画的・組織的に進めましょう。

自立活動は、子供たちが、日常生活や学習場面等の諸活動において感じている悩みや難しさを自分なりに受け止めながら、個別の指導計画に基づく個々の実態に対応した学習を通して、その困難さを克服しようとする努力したり、得意なことをさらに伸ばしたりしながら、よりよく生きていくことを目指した主体的な取組を促す教育活動です。

通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の担当者だけでなく、自立活動の観点をもって指導にあたることは、交流学級・在籍学級の担任をはじめ、全ての教職員が意識したいことです。

子供たちが、主体的によりよく生きていく力を身に付けるためにも家庭等と連携しながら、学校全体で自立活動の指導の充実を図りましょう。



詳細については、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」で確認しましょう。自立活動の意義や指導の基本、個別の指導計画の作成手順などが分かりやすくまとめてあります。

お問合せ先

鹿兒島県教育庁義務教育課特別支援教育局

〒890-8577 鹿兒島市鴨池新町10番1号 TEL 099-286-5296



子供たちが主体的に よりよく生きていく力を身に付けるために ～「自立活動の指導」の充実～

「自立活動」という言葉を聞いたことはありませんか？

子供たちが主体的によりよく生きていくためには、本人が感じている悩みや難しさを解決するための方法を学び、身に付けていくことが大切であり、その方法を学ぶ領域が、「自立活動」です。

小・中学校学習指導要領(平成29年)には、特別支援学級において実施する**特別の教育課程に自立活動をとり入れることが明記されました**。また、小・中・高等学校において行われている通級による指導についても、**自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとすることが明記されるなど、特別支援教育において、自立活動の指導は要である**といえます。

本リーフレットでは、自立活動の指導について、教科との違い、指導の内容や実際などをまとめました。学校と保護者、職員間で連携を行う際などに活用してください。

自立活動は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域です。授業時間を特設して行う「自立活動の時間における指導」を中心とし、各教科等における指導においても自立活動の指導と密接な関連を図って行うことが必要です。

教育課程上の位置付け

必ず実施

学校の教育活動全体を通じ行う自立活動の指導

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

密接な関連

自立活動の時間における指導

自立活動の時間における指導とは、時間割の中に自立活動を位置付けて行う指導です。併せて、「各教科等の指導」や「各教科等を合わせた指導」の時間の中で、自立活動の内容を意識して指導するなど、学校の教育活動全体を通じて行う場合があります。

通常の学級においては、自立活動の指導を行うことにはなっていませんが、支援を必要としている子供については、教育活動全体を通じて「自立活動の場」をもって対応することが大切です。

自立活動と教科等の学習との違い

学習指導要領・学校教育目標・教科等の年間指導計画等

教科等の学習

教科等の学習目標

全ての児童生徒に確実に教える内容

教科書

教材・教員の工夫

教科の内容を学ぶ

自立活動

個別の指導目標

教材・教員の工夫

得豊かな学びを更に伸ばす、困難さを改善する力を身に付ける。

個別の指導計画

個別の教育支援計画

教科等の学習は、全ての児童生徒に確実に教える内容で、各教科の目標に基づき、教科自体の内容を学びます。

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて行われ、得意な学習方法を生かす方法を学びます。

※ 各教科等において支えられる資質・能力を支える役割を担っています。



令和4年3月
鹿兒島県教育委員会

「自立活動」の指導では、本人が、得意な学び方を更に伸ばすとともに、困難さを自ら改善していく力や方法を身に付けることを目的としています。

小・中学校等での教育は、生活年齢に即して系統的・段階的に進められているため、その場の状況(環境)によって、日常生活や学習場面において、悩みや難しさを感じている子供がいます。自立活動の指導は、その悩みや難しさを感じている子供自身が、主体的に困難さを改善していく力や方法を身に付けるために作成した個別の指導計画に基づき、現在の生活や将来、自分の良さを生かしながら社会参加しようとする力を育むことを目指します。



自立活動の指導

一人一人の目標や指導内容、指導方法等を具体的に示した**個別の指導計画**に基づいて、学校の教育活動全体で行います。

→

学んだことや学習場面や日常生活に生かしていくことを目指します。

自立活動の「内容」は、一人一人の困難さの状況に応じて選定されるものです。そのためにも**実践、評価、改善**をしていきます。

自立活動の内容(6区分)

健康の保持 身体の健康状態の維持・改善を図る。	心理的な安定 気持ちや情緒のコントロールを図るとともに自己の良さに気付く。	人間関係の形成 自他の理解を深め、集団参加の基礎について学ぶ。
環境の把握 感覚を有効に活用し、周囲の状況把握や環境と自己との関係を理解する。	身体への動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得する。	コミュニケーション 場や相手に応じた円滑なコミュニケーションの方法について学ぶ。

(例) 通級による指導の実際
自分に合った学び方を身に付けること、また、良さを伸ばしている力を生かしながら、うまくいかない場面状況への対処の仕方を身に付けることなどを**自立活動の指導**として行います。

子供の素顔

姿勢を保つことが難しい。
音読することが難しい。
相手の言葉や表情から状況を読み取ることが難しい。
自分の気持ちをどう伝えればいいのか分からない。

→

健康の保持 **心理的な安定** **人間関係の形成** **環境の把握** **身体への動き** **コミュニケーション**

必要な項目を選定し、相互に関連付けて、指導目標を設定する。

指導目標

- 単語や文節のまとまりを意識して意味をつかみながら音読することができる。
環境の把握(2)
- 単語や文節のまとまりに区切り線(／)やふりがなを入れ、意味のまとまりで読む練習をする。
環境の把握(2)

指導内容

○ 自分の気持ちを振り返り、その時の自分の気持ちや友達への反応について理解する。
○ 単語カードや絵カード等の手掛かりを用いることで、相手に自分の思いや考えを伝えることができることを理解する。

自分の気持ちが伝わったよ。

在籍する通常の学級や家庭との連携

- 学んだことを通常の学級で生かすことで、手立ての有効性と達成感を味わうことができるように
自立活動での学びを生かして、通常の学級で活躍の機会を設定
(例：通級指導教室での有効な手立てを用いて、在籍学級で「音読」の発表をする機会を設定)
- 通常の学級においても、より自信をもって活動に取り組むことができるように
自立活動の際に使用した特性に応じた教材・教具を、通常の学級における指導の際にも意識して使用
(例：視覚的に分かりやすい「気持ち」のカードを通常の学級でも使用するように連携)
- 学んだことが、いつでも・どこでも・誰でもできるように
通級指導教室と家庭と在籍している通常の学級で、場所が違っても力を発揮できるように連携
(例：家庭と在籍学級担任とチェックカード等での連携を行い、多くの場ですべてのことを称賞)

自立活動の内容 6 区分 2 7 項目

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視覚機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	/
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱・身体虚弱	(病弱) 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
言語障害		口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，その程度が著しいもの	口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症・情緒障害		一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも
			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とするもの
	学校教育法施行令第22条の3 より	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成25年10月 文部科学省 より	

校内委員会等での検討シートについて

「校内委員会等での検討シート」は、担任の先生が記入し、校内委員会や学年部会等で複数の教師で検討することによって、児童生徒の実態を共有したり、支援のアイデア等を出し合ったりするために使用します。

【手順】

- ① 担任が「児童生徒の最も気になること」や「実態」, 「諸検査等の実施」などを記入します。
- ② これをもとに、校内委員会や学年部会等で、対象の児童生徒について情報交換や意見交換を行い、右欄に記入していきます。
- ③ 校内委員会等で検討した後、担任や教科担当者は、授業や児童生徒との関わり方の改善につなげましょう。
- ④ それでも難しい場合は、学びの場の変更について検討しましょう。

【 学校】		校内委員会等での検討シート		記入日(年 月 日)	
学年・学級	年 組	児童生徒氏名【 】		記入者【 】	
		担任が記入		校内委員会等での意見, 支援のアイデア等	
		【支援の程度】支援なし:0, 一部支援が必要:1, 適宜支援が必要:2, 頻繁又は常時支援が必要:3		支援の程度	
児童生徒の最も気になること	学習面, 情緒面, 行動面等				
実態	登校の状況	<p>① 担任が記入します。様々な視点から記入することで、子供の新たな側面が見えてきます。今まで行ってきた支援を振り返りましょう。</p>			<p>② 校内委員会では、担任が記入したことについて、他の先生の異なる視点から見た児童生徒の姿や、支援のアイデア等を出し合います。主な意見等を記入しましょう。</p>
	身辺自立 (着替え, 排せつ, 食事, 手洗い, 準備・片付け等)				
	社会性・集団参加				
	情緒面				
	学習面 (読む, 書く, 聞く, 話す, 計算する, 推論する)				
	運動面				
	コミュニケーション面				
	教科の評定等				
関係機関からの情報, 連携状況	診断名, 医療・福祉等の機関名, 助言内容等				
諸検査等の実施	NRT等の学力の状況 (実施年)				
	教研式サポートのISS (実施年)				
	個別式知能発達検査 (WISC)等 (実施年月, 実施機関)				

【 学校】

校内委員会等での検討シート

記入日(年 月 日)

学年・学級 年 組		児童生徒氏名【 】		記入者【 】
		担任が記入		校内委員会等での 意見, 支援のアイデア等
		【支援の程度】支援なし:0, 一部支援が必要:1, 適宜支援が必要:2, 頻繁又は常時支援が必要:3		
児童生徒の最も 気になること	学習面, 情緒面, 行動面等			
実態	登校の状況			
	身辺自立 (着替え, 排せつ, 食事, 手 洗い, 準備・片付け等)			
	社会性・集団参加			
	情緒面			
	学習面(読む, 書く, 聞く, 話 す, 計算する, 推論する)			
	運動面			
	コミュニケーション面			
	教科の評定等			
関係機関からの 情報, 連携状況	診断名, 医療・福祉等の機 関名, 助言内容等			
諸検査等の実施	NRT等の学力の状況(実 施年)			
	教研式サポートのISS(実 施年)			
	個別式知能発達検査 (WISC)等(実施年月, 実 施機関)			
本人の思いの把 握	得意なことや苦手なこと, 学 校楽しいーと等			
保護者の思いの 把握	家庭の状況, 教育相談の内 容等			
特別支援学校の 巡回相談の利用	利用の有無, 助言内容等			
特別支援教育支 援員の配置	配置の有無, 支援内容等			
これまでの支援, これからの支援	ユニバーサルデザインの実 施状況, 合理的配慮の提供 等			
その他・特記事 項	就学教育相談会に申し込む 必要性等			

学年・学級	2年 3組	児童生徒氏名【 】	記入者【 】
		担任が記入	
		【支援の程度】支援なし:0,一部支援が必要:1,適宜支援が必要:2,頻繁又は常時支援が必要:3	支援の程度
児童生徒の最も気になること	学習面,情緒面,行動面等	友達と一緒に行動することがなくなった。友達との関わりがほとんどない。	2
実態	登校の状況	欠席等なし	0
	身辺自立 (着替え,排せつ,食事,手洗い,準備・片付け等)	忘れ物が多く,周囲の確認が必要である。	1
	社会性・集団参加	一人でいることが多く,人と喋らなくなっている。	2
	情緒面	不安から,うつむいていることが多い。失敗することが怖いとのこと(本人談)。	2
	学習面(読む,書く,聞く,話す,計算する,推論する)	特に数学,英語は点数がとれない。発表の際,順序立てて説明することが困難であり,言葉に詰まることが多い。	2
	運動面	持久走は得意であるが,ボール運動が非常に苦手である。	1
	コミュニケーション面	親しい友人とはコミュニケーションがとれるが,大人数になると黙り込んでしまう。	2
	教科の評定等	国語:3,社会:2,数学:2,理科:2,英語:2,技能教科は全て3	1年次より下がっている教科がほとんどである。
関係機関からの情報,連携状況	診断名,医療・福祉等の機関名,助言内容等	左耳が難聴。〇〇病院の主治医から右側から話をするよう助言あり。服薬はなし。	保護者から,放課後デイサービスの利用方法について質問があった。
諸検査等の実施	NRT等の学力の状況(実施年)	国語:45,数学:40(R4:中1年時)	-
	教研式サポートのISS(実施年)	ISS:45(R4:中1年時)	-
	個別式知能発達検査(WISC)等(実施年月,実施機関)	WISC-IV FSIQ:80 VCI:82, PRI:92, WMI:76, PSI:64 (R5.3:〇〇病院)	視覚的な指示の方が理解しやすいと思われる。授業では,視覚的提示を行う。
本人の思いの把握	得意なことや苦手なこと,学校楽しいー等等	・ 幼少期からやっている卓球が得意である。 ・ パソコンやゲームが好きである。 ・ 学校楽しいーとでは,自己肯定感が低いことが分かった。	部活動で十分に自信を高めることができるようにしたい。
保護者の思いの把握	家庭の状況,教育相談の内容等	・ 両親,大学生の兄との4人家族 ・ 家でほとんど話さない。朗らかな性格に戻ってほしい(母親談)。	-
特別支援学校の巡回相談の利用	利用の有無,助言内容等	これまで利用したことはない。	2学期の巡回相談にて申し込む。
特別支援教育支援員の配置	配置の有無,支援内容等	配置していない。	数学の時間に配置する。
これまでの支援,これからの支援	ユニバーサルデザインの実施状況,合理的配慮の提供等	座席は生徒から見て,左側になるようにしている。前から2列目にして,前列の友達の様子を見て判断できるようにしている。 大事なことは,プリントやメモ等を書いて渡すようにしている。	プリントやメモを紛失することもあるので,担任が,放課後にタブレットを利用したスケジュール管理について指導する。
その他・特記事項	就学教育相談会に申し込む必要性等	特別支援学級への入級を視野に入れる。	まずは巡回相談で助言をもらう。

「段階的な検討のプロセスの手引」を踏まえた校内委員会等での検討のまとめ

年 組 氏名

記入者(担任)

【児童生徒の状態等で最も気になること】

【行った項目にチェックを入れ、実施した主な取組を記入してください。】

【実態把握】

- 指導要録等 前担任, 教科担当者等からの情報 学習面, 情緒面等
 NRTやCRT 新学年別知能検査(教研式サポート)のISS
 個別式の知能発達検査(WISC等) LD・ADHD等気付きのためのチェックリスト

ステップ1

- 通常の学級において、“分かりやすい授業”の工夫を行っている。

【行った工夫とその結果】

ステップ2

- 通常の学級において、個別の配慮(合理的配慮を含む)を提供している。
 通常の学級において、個別の指導計画を作成している。
 通常の学級において、特別支援教育支援員の活用を検討した。

【実施した内容とその結果】

ステップ3

- 通常の学級において、特別支援学校の巡回相談を活用するなど、外部専門家と連携した取組を行った。

【実施した内容とその結果】

ステップ4

- 通級による指導の利用について検討した(自立活動の必要性等)。

【検討した内容】

ステップ5

- 特別支援学級の入級について検討した(自立活動の必要性等)。

【検討した内容】

- 保護者に県教委作成資料「全ての子供が笑顔で学校生活を送るために」を配付・説明した。

「段階的な検討のプロセスの手引」を踏まえた校内委員会等での検討のまとめ

(記入例) 事例3 ○○中1年3組 氏名○○○○ 記入者(担任)△△△△

【児童生徒の状態等で最も気になること】

- ・ 学習の困難さ 中1のテストの正答率(1~2割), 小4以上の漢字の読み書きができない
- ・ 同学年との会話がかみ合わない

【行った項目にチェックを入れ, 実施した主な取組を記入してください。】

【実態把握】

- 指導要録等
- 前担任, 教科担当者等からの情報
- 学習面, 情緒面等
- NRT や CRT
- 新学年別知能検査(教研式サポート)の ISS
- 個別式の知能発達検査(WISC等)
- LD・ADHD等気付きのためのチェックリスト

ステップ1

- 通常の学級において, “分かりやすい授業”の工夫を行っている。

【行った工夫とその結果】

- 言葉だけでなく, イラストや動画での説明を加えた。→ 学習内容が定着しなかった。

ステップ2

- 通常の学級において, 個別の配慮(合理的配慮を含む)を提供している。
- 通常の学級において, 個別の指導計画を作成している。
- 通常の学級において, 特別支援教育支援員の活用を検討した。

【実施した内容とその結果】

- 本人, 保護者の同意を得て, 宿題の量を減らした。→ 授業が分からないのできつい。学校に行きたくない等の相談があった。

ステップ3

- 通常の学級において, 特別支援学校の巡回相談を活用するなど, 外部専門家と連携した取組を行った。

【実施した内容とその結果】

- 校内委員会で医療機関への相談を勧め, 本人, 保護者も了解した。→ 診察の結果, 個別の知能検査の結果から IQ65であり, 当該学年の授業内容を十分に理解することは難しいと推測されるとの報告があった。

ステップ4

- 通級による指導の利用について検討した(自立活動の必要性等)。

【検討した内容】

- 本生徒の状態は, 第756通知の「通級による指導」の対象ではないと判断した。

ステップ5

- 特別支援学級の入級について検討した(自立活動の必要性等)。

【検討した内容】

- 本生徒の状態を第756通知の「特別支援学級」における「知的障害者」に該当すると考え, 本生徒の更なる成長のためには, 下学年の教科の内容に丁寧に取り組んだり, 自立活動でコミュニケーションの指導をしたりすることが, 必要であると判断した。

- 保護者に県教委作成資料「全ての子供が笑顔で学校生活を送るために」を配付・説明した。

多様な学びの場って、最近よく聞くけれど、具体的にどんな学びの場があるの？



学びの場としては、小・中学校等における通常の学級や通級指導教室、特別支援学級及び特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校、高等特別支援学校）が考えられます。また、高等学校においても通級指導教室が設置されている学校があります。通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校では、少人数での学級編制や特別の教育課程を編成することなどにより、適切な指導及び支援を実施しています。

通常の学級

小・中学校等の通常の学級での授業は、少人数指導やティームティーチングによる指導、習熟度別指導など、指導形態を工夫しつつ、基本的には学級等の集団における一斉指導が中心となります。

子供一人ひとりが集団の一員として認められているという満足感や充実感などをもてるよう、学級経営を大切にしています。その上で、授業に参加している全ての子供にとって、学びやすい工夫や配慮を行いつつながら授業を行っています。

学習内容は、国語や算数（数学）、社会や理科などの教科と総合的な学習の時間や特別活動等となっています。



通級指導教室

通常の学級で授業を受けることはできていますが、例えば「苦手な発音の言葉がある。」「聞きたりが難しい状況がある。」「椅子に座って授業を受けることが苦手で、つい席を立ってしまう。」「人とコミュニケーションをとることに対して強い緊張感を感じる。」「人に負けたことを受け入れられず、気持ちが不安定になる。」などといった悩みや難しさを感じている子供がいます。このようなときに、通常の学級で国語や算数（数学）といった教科を学びながら、一部の時間を使って、本人が感じている悩みや難しさを解決するための方法を学ぶ活動（「自立活動」と呼んでいます）を行う場が、通級指導教室です。

県内には、大きく分けて「ことば（言語）」や「聞くこと（聴覚）」、「得意な学び方や行動の調整方法等（LD・ADHD等）」、「社会性等（自閉・情緒）」の内容に関する通級指導教室があります。

通級指導教室は、全ての小・中学校等に設置されてはいないため、通学している学校に対象の通級指導教室がない場合は、近隣の通級指導教室のある学校で授業を受けることになります。（週1回1～2時間程度など、地域によって指導時間は異なります。）通級指導教室を考える場合は、居住している市町村教育委員会が行う就学教育相談会に参加するなどの手続きがありますので、学校の先生や市町村教育委員会等に相談しましょう。



特別支援学級



特別支援学級は、下に挙げたような種類ごとに学級を編成し、子供一人一人に応じた教育を行う場で、多くの小・中学校等に設置されています。

本県では、「**見る**こと（視覚）」、「**聞く**こと（聴覚）」、「**動作**（**肢体不自由**）」、「**身体（病弱等）**」、「**社会性等（自閉・情緒）**」、「**認知や言語等（知的）**」等において、本人が感じている困難さに対して特別の教育課程を編成して教育を行う場として整備しています。通常の学級での学習だけでは十分に学習の成果を上げることが難しくかったり、特別な指導を行うことで本人が感じている困難さが軽減が図られたりする子供が対象となります。

【視覚】に関する学級

学習の内容は、小・中学校におけるものに加えて、子供の見やすい学習環境を整えながら、保有する視力を最大限活用できるようにするための学習にも取り組みます。中心となる指導は、自立活動の指導になります。

【聴覚】に関する学級

学習の内容は、小・中学校におけるものに加えて、聴覚活用や話し言葉の受容と表出、言語の意味理解等の向上を目指す学習にも取り組みます。中心となる指導は、自立活動の指導になります。

【肢体不自由】に関する学級

学習の内容は、小・中学校におけるものに加えて、運動・動作や認知能力などの向上を目指す学習にも取り組みます。中心となる指導は、自立活動の指導になります。

【病弱等】に関する学級

多くの場合は入院を必要としませんが、継続して医療や生活規制が必要な子供に対し、小・中学校における内容に加えて、健康状態の維持・回復・改善や体力の回復・向上を図るための学習にも取り組みます。中心となる指導は、自立活動の指導になります。

【自閉・情緒】に関する学級

意思疎通や対人関係、行動面で特別な指導や配慮が必要のため、学習の内容は、小・中学校におけるものに加えて、人との関わりを円滑にし、生活する力を育てることを目指した学習にも取り組みます。中心となる指導は、自立活動の指導になります。

【知的】に関する学級

習得した知識や技能を実際の生活に応用することや抽象的な概念を理解することなどに困難さがあるため、生活に結び付いた具体的な活動を中心に学習します。各教科等の指導に加え、生活単元学習や作業学習、自立活動等に取り組みます。

学びの場を決めるときには、それぞれの学びの場を訪問して、実際の雰囲気を感じ取ったり、その学びの場でできることや取り組んでいることなどの情報を得たりすることが大切です。
是非、学校（学級）見学を行い、お子さんが学んでいる姿をイメージしましょう！！

通級指導教室や特別支援学級の種類として、法令に基づき「知的障害」や「自閉症・情緒障害」、「言語障害」などが使われていますが、いずれの教室や学級に通う場合でも、その対象の障害の診断が必ずしも必要というわけではありません。

お子さんの実態に応じて、どのような教育を受けられることが、お子さんにとってよりよいことなのかを考え、適切な学びの場を選択することが大切です。

